

社会福祉法人大幸会 行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月1日～令和10年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和5年8月～ 対象職員への有益な情報・制度を都度周知

目標2：年次有給休暇付与日数に対する取得率を70%以上とする。

<対策>

- 令和5年8月～ 年次有給休暇取得率の把握を行い、取得率の低い職員に対し業務調整し、取得奨励を行う